



2019年9月26日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花  
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 本多裕二  
(コード番号 7604 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役執行役 管理本部長  
上 村 正 幸  
(TEL 0942-38-3440)

## 東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、2019年9月26日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存であります。

### 記

当社は、2019年8月29日に公表いたしました「第三者委員会の調査報告書全文開示に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会による調査の結果、当社及び当社の連結子会社の店舗に係る固定資産の減損処理方法に関する本社費等の会計処理につき、不適切な会計処理が認められました。

その結果、2010年9月期から2019年4月期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

このような開示が行われた背景・原因として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・他社の買収等による業態の多様化に伴って予算管理や経理等の管理業務が増加・複雑化したにもかかわらず、管理部門の人員増強を後回しにした結果、減損処理に係る資料作成業務を特定の担当者が長期間担うこととなり、このことが本件不適切会計処理の発覚を遅らせていたこと
- ・本件不適切会計処理を実行した経営計画室の担当者の決算処理業務に対するコンプライアンス意識が低かったこと
- ・同担当者が数値を改ざんした減損処理に関する資料について、経営計画室の責任者や決算業務として減損処理業務を分掌しているはずの経理部は特段確認を行っておらず、また、内部監査室の本社管理部門に対する監査も形式的なものに留まっていたなど、部門内・部門間における業務の管理・チェック機能が不十分であったこと

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

以 上